

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、開催される都県教育委員会及び関東中学校体育連盟が主催する関東中学校体育大会(以下「関東大会」という。)又は日本中学校体育連盟が主催する全国中学校選抜体育大会(以下「全国大会」という。)に参加した生徒が在籍する船橋市立中学校の校長に対して、関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年4月30日規則第50号、以下「規則」という。)に定めがあるものを除くほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、学校体育の振興及び向上を図ることを目的とする。

(交付の条件)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、関東大会又は全国大会に参加した生徒が在籍する学校の校長とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、細目を定めた要項(以下「大会要項」という。)の規定により、選手及びマネージャーとして登録を義務づけられた生徒が、関東大会又は全国大会に参加するために要した費用のうち、別表(1)に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は補助対象経費の別表(1)に掲げる額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする校長は、船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書(第1号様式)に経費内訳書(第2号様式)及び参加した関東大会又は全国大会の実施要項の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付可否決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした校長に通知する。

(交付決定の取消し等)

第7条 偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた校長があるときは、市長は、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成 4年12月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月1日一部改正する。